都市開発政策会
報告年月日　21. 4.20（20. 9.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

土論党
報告年月日　21. 4.27（20.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

奈良県政を守る会
報告年月日　21. 1.23（20.12.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

21世紀政策研究会（渡部　仁志）
報告年月日　21. 3.27（20.12.31解散）
1　収入総額　6,947,457
　前年繰越額　6,947,457
2　支出総額　6,947,457
3　支出の内訳
　経常経費　5,999,201
　人件費　1,500,000
　備品・消耗品費　1,632,366
　事務所費　2,866,835
　政治活動費　948,256
　組織活動費　948,256

日本同友会
報告年月日　21. 1.14（20.12. 8解散）
1　収入総額　3,000
　本年収入額　3,000
2　支出総額　3,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（3人）　3,000
4　支出の内訳
　政治活動費　3,000
　組織活動費　3,000

日本の新産業政策調査会
報告年月日　20.10.15（20.10.10解散）
1　収入総額　960,918
　前年繰越額　959,969
　本年収入額　949
2　支出総額　960,289
3　本年収入の内訳
　その他の収入　949
　一件十万円未満のもの　949
4　支出の内訳
　経常経費　557,320
　人件費　471,000
　備品・消耗品費　5,980
　事務所費　80,340
　政治活動費　402,969
　組織活動費　312,224
　調査研究費　90,745

博皇塾
報告年月日　21. 3.18（20.12.31解散）
1　収入総額　629,172
　前年繰越額　172
　本年収入額　629,000
2　支出総額　629,172
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（10人）　629,000
4　支出の内訳
　経常経費　400,000
　事務所費　400,000
　政治活動費　229,172
　組織活動費　229,172

福島政経工友会
報告年月日　21. 1.30（20.12.31解散）
1　収入総額　22,768
　前年繰越額　21,644
　本年収入額　1,124
2　支出総額　22,768
3　本年収入の内訳
　寄附　1,124
　個人分　1,124
4　支出の内訳
　経常経費　22,768
　備品・消耗品費　3,488
　事務所費　19,280
5　寄附の内訳
　（個人分）
　年間五万円以下の　1,124
　もの

福田経済研究会
報告年月日　21. 1.30（20.12.31解散）
1　収入総額　8,474,125
　前年繰越額　514,125
　本年収入額　7,960,000
2　支出総額　8,474,125
3　本年収入の内訳
　寄附　1,000,000
　政治団体分　1,000,000
　機関紙誌の発行その他の事業に　6,960,000
　よる収入
　新政研21フォーラム（計4回）　6,960,000
4　支出の内訳
　経常経費　4,305,294
　人件費　3,684,401
　備品・消耗品費　11,090
　事務所費　609,803
　政治活動費　4,168,831
　機関紙誌の発行その他の事業費　2,941,843
　政治資金パーティー開催事業費　2,941,843
　寄附・交付金　1,226,988
5　寄附の内訳
　（政治団体分）
　日本医師連盟　1,000,000　文京区
6　特定パーティーの概要
　新政研21フォーラム（平成20年５月21日開催）(51人)　2,040,000　千代田区
　新政研21フォーラム（平成20年12月18日開催）(46人)　1,880,000　千代田区

まなべ光広後援会
報告年月日　21. 2.18（20. 9.30解散）
1　収入総額　262,156
　前年繰越額　262,156
2　支出総額　0

木星会
報告年月日　20.12.25（20.12.22解散）
1　収入総額　170,320
　前年繰越額　170,320
2　支出総額　170,320
3　支出の内訳
　政治活動費　170,320
　寄附・交付金　170,320

裕國塾
報告年月日　21. 3.18（20.12.31解散）
1　収入総額　280,000
　本年収入額　280,000
2　支出総額　280,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（4人）　280,000
4　支出の内訳
　経常経費　200,000
　事務所費　200,000
　政治活動費　80,000
　組織活動費　80,000

裕政義塾
報告年月日　21. 3.18（20.12.31解散）
1　収入総額　200,000
　本年収入額　200,000
2　支出総額　200,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（2人）　200,000
4　支出の内訳
　経常経費　149,000
　事務所費　149,000
　政治活動費　51,000
　組織活動費　51,000

○財務省告示第二百八十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の六第二項から第四項まで及び第二十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成二十一年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）にあっては平成二十一年八月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十一年八月三十一日　財務大臣　与謝野　馨

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、次の表の上欄に掲げる法人が平成二十一年三月十九日に農林水産大臣の認定を受けた同表の下欄に掲げる事業の再編整備に関する実施計画に基づき、社団法人大日本水産会と称する名称で設立された法人をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）が国際漁業再編対策事業費補助金（次項第二号において「補助金」という。）の交付を受けて行う減船漁業者救済対策事業及び不要漁船処理対策事業を実施することに伴い、社団法人大日本水産会から交付された減船漁業者救済費交付金及び不要漁船処理費交付金とする。